

2. 事業の概要

○受検の流れ

本事業では、受検施設や民間検査機関との検査調整、検体回収、結果報告などを行うEBS検査総合窓口を設置します。

検査基準に該当した施設は、このEBS検査総合窓口と検査の日程調整等を行っていただき、受検いただきます。概要としては以下のとおりです。

① 風邪様症状者の
情報収集

② 検査準備、調整

③ 検体採取

④ 検体提出、
検査

⑤ 結果報告

⑥ 医師の診療・診断
※結果陽性の場合



各施設において、風邪様症状者の情報収集を行い、普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合は、EBS検査総合窓口に検査申し込みを行う

EBS検査総合窓口が、民間検査機関および対象施設と日程調整等を行い、検体採取容器の搬送、採取方法の説明等を行う

各施設で、対象者のだ液を採取し、検査機関に提出（EBS検査総合窓口が取りに行き、民間検査機関に搬入する）

県が委託する民間検査機関においてPCR検査を実施し、結果をEBS検査総合窓口

EBS検査総合窓口から、各施設に対して結果報告を行う

陽性と判明した方は、医師の診療、診断を受ける